

公 示

次のとおり、契約の相手方を公募します。

平成 26 年 9 月 18 日

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 松淵 厚樹

1 公募内容

(1) 「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（平成 23 年 10 月 11 日策定。以下「指針」という。）に基づき、国の援助対象者（指針第 4 の 3 のア及びイに規定する者。以下「援助対象者」という。）に対し、国が指定する検査を実施する医療機関。

(2) 事業の趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所における厚生労働大臣が指定する緊急作業（電離放射線障害防止規則第 59 条の 2 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する緊急作業（平成 23 年厚生労働省告示第 402 号）で定める緊急作業。以下「指定緊急作業」という。）に従事し、又は従事した労働者については、指針に基づき、事業者は、指定緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量が 50 ミリシーベルトを超えた者（以下「特定緊急作業従事者等」という。）に対し、その被ばく線量に応じて、おおむね 1 年ごとに 1 回、がん検診等を実施するとされている。また、指針では、国は、特定緊急作業従事者等のうち、現に職業に就いていない者等の一定の要件を満たす者に対し、がん検診等の検査等に要する費用の全部又は一部を援助するとされていることから、都道府県労働局長が医療機関を指定し、国の援助対象者（指針第 4 の 3 のア及びイに規定する者。以下「援助対象者」という。）が当該医療機関を受診した場合に、国が指定する検査の範囲に限り、その費用を国が負担するものである。

2 事業内容

国が指定する検査を実施するものであり、指針第2の2の規定に基づく検査及び指針第4の3の規定に基づく一般健康診断に相当する検査（労働安全衛生規則第44条に定める項目の検査。以下「一般健康診断相当の検査」という。）とする。

なお、^{さいげきとう}細隙灯顕微鏡による白内障に関する眼の検査（以下「白内障に関する眼の検査」という。）を行う場合には、併せて眼の水晶体の写真撮影を実施するとともに、一連の検査として視力検査及び眼圧検査を実施しこれらを含めた評価を行う。また、一般健康診断相当の検査を実施する場合には、併せて白血球数及び白血球数百分率の検査を実施する。

国が指定する検査には、上記の眼の水晶体の写真撮影、視力検査及び眼圧検査等が含まれるものとする。指針に基づく検査を実施する。

国が指定する検査は、指針第2の2の規定に基づく検査及び指針第4の3の規定に基づく一般健康診断に相当する検査（労働安全衛生規則第44条に定める項目の検査。以下「一般健康診断相当の検査」という。）とし、次の(1)及び(2)を含むものとする。また、当該検査の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) ^{さいげきとう}細隙灯顕微鏡による白内障の検査を行う場合には、併せて水晶体の写真の撮影を実施するとともに、一連の検査として視力検査及び眼圧検査を実施しこれらを含めた評価を行うこと。
- (2) 一般健康診断相当の検査（現に職に就いていない者を対象とする。）を実施する場合には、併せて白血球数及び白血球数百分率の検査を実施すること。
- (3) 胸部エックス線検査は、直接撮影による胸部全域のエックス線写真とすること。なお、一般健康診断相当の検査と肺がん検診を同時に行う場合には、胸部エックス線検査は1回のみとすること。
- (4) 大腸がん検診としての便潜血検査は2回実施すること。
- (5) 放射線被ばくを伴う検査は、当該検査の必要性が放射線被ばくの不利益を上回ると医師が判断した場合に実施すること。また、放射線被ばくを伴う検査を実施するときには、年齢等に応じた放射線被ばくのリスクについて援助対象者に説明し、援助対象者が当該検査を望まない場合には実施しないこと。

3 委託事業の実施期間

委託契約締結日から平成27年3月31日まで

4 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条に規定する特別の理由がある場合に該当すること。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

5 特殊な技術等の条件

原則として北海道内に所在する医療機関で、次の選定基準等を満たしていること。なお、健康診断を専門とする医療機関等が白内障に関する眼の検査を実施する近隣の医療機関と契約を結び下記の要件を満たすことは差し支えない。

(1) 国が指定する検査に関し専門的知識及び経験を有する医師が充員されており、当該医師がその検査を実施できること。なお、電離放射線障害予防規則に基づく健康診断を実施している等、放射線に関する診断等に知識を有する医師が望ましい。また、白内障に関する眼の検査に関しては、日常的に眼科領域の診療等に従事している医師が行うことが望ましい。

(2) 臨床検査技師等、国が指定する検査を円滑に遂行するために必要な者が充員されていること。

(3) さいげきとう細隙灯顕微鏡や眼の水晶体の写真撮影機材等、検査の種類に応じて必要な設備が装備されており、また、(公社)全国労働衛生団体連合会の行う総合精度管理事業に参加している等、精度管理に努めていること。
また、必要に応じて、上記条件の確認のため、当該医療機関を訪問することがあること。

なお、別途、北海道労働局長の定める契約条件に合意できることが、契約に際し必要となること。

6 応募

この公募内容等の条件を満たしている者で参加を希望する者は、次に定めるところにより意思表示を行うこと。

- (1) 期 限 平成 26 年 10 月 3 日(水) 17 時まで
- (2) 応 募 先 北海道労働局労働基準部健康課 担当 菅(すが)
- (3) 応募方法 応募先へ「特定緊急作業従事者等に対するがん検診等に係る医療機関に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について」(別紙)を提出し選定基準等の確認を受ける。文書を持参することとし、郵送する場合は書留とすること。電子ファイル及びファクシミリでの提出は受け付けない。
- (4) 応募書類 応募先(電話 0 1 1 - 7 0 9 - 2 3 1 1 : 内線 3 5 6 3)にて交付する。

7 契約

(1) 委託契約の締結

委託契約は、北海道労働局と選定された者の代表との間で別に提示する委託契約書に基づき締結するものとする。

ただし、契約条件に合意しない場合には、委託契約の締結は出来ない。

(2) 委託費の支払

委託医療機関が当該健康診断を実施した日の属する月の翌月の 15 日までに指定の様式で健康診断に要した費用の請求を行い、北海道労働局が審査確定した費用を支払う精算払となること。健康診断費の単価等については別途定める。

8 再委託の制限

- (1) 委託契約の全部を再委託することはできないこと。
- (2) 委託契約の一部を再委託(委託契約の目的となる行為を第三者に委託、請け負わせることで、物品費等の支出は含まない。)する場合には、北海道労働局の承認を受けるものとする。

9 その他

- (1) 委託手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金
免除

(3) 本事業の応募のために提出された書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しないこと。

イ 提出された書類は本事業の公募に関する目的以外には使用しないこと。

ウ 作成及び提出に係る費用はすべて応募者の負担とすること。

【本件担当 連絡先】

住 所：〒060－8566 北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1
札幌第一合同庁舎9階

担 当：要求部局 北海道労働局労働基準部健康課 担当 菅(すが)

電 話：011－709－2311 (内線3563)

F A X：011－756－0056

別 紙

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 松淵 厚樹 殿

所 在 地

名 称

代 表 者 名

印

特定緊急作業従事者等に対するがん検診等に係る医療機関に係る
公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について

当〇〇は、貴局が公募する特定緊急作業従事者等に対するがん検診等に係る医療機関に応募したいので、その旨を表示します。なお、当〇〇は下記記載の事項について相違ないことを申し添えます。

記

- 1 当〇〇は、予算決算及び会計令第70条の規定に該当しません。
- 2 当〇〇は、予算決算及び会計令第71条の規定に該当しません。
- 3 当〇〇は、北海道労働局から業務等に関し指名停止を受けておりません。
- 4 その他

「特殊な技術等の条件」を満たすことを証明できる書面等（例：医師の医師免許証・認定証・研修修了証等の写し、臨床検査技師免許証等の写し、機械器具の存在及び使用状況等を示す文書（写しで可）・写真等）添付

(担当者)

氏名

TEL

FAX